

要求水準書に関する質問書

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	9	3	2	1	(2)	5)測量調査	測量調査を行うものとありますが、見積上限金額に含めていない理由をご教示ください。事業者が実施提案し承認することで金額が決まると理解してよろしいでしょうか。	基本的な測量は基本設計にて実施済みのためです。提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
2	9	3	2	1	(2)	6)地質調査	土質調査を行うものとありますが、見積上限金額に含めていない理由をご教示ください。事業者が実施提案し承認することで金額が決まると理解してよろしいでしょうか。	一部地質調査は実施済みです。その他の場所は、提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
3	10	3	2	1	(2)	7)試掘調査	試掘調査を行うものとありますが、見積上限金額に含めていない理由をご教示ください。事業者が実施提案し承認することで金額が決まると理解してよろしいでしょうか。	試掘の位置・箇所数等は提案によって変わる可能性があります。提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
4	10	3	2	1	(3)	設計計画	ルート変更があった場合は、設計数量や工種が大きく変わることが予想されます。この場合、当初の設計委託契約金額からの変更が想定されますが、変更契約していただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
5	14	3	2	1	(14)	2)設計変更への対応	「工事業務を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、事業者の責任を持って対応すること」とありますが、設計段階では分かり得なかった事態が判明した場合等、事業者の責に依らない事態による変更については、変更契約の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
6	21	4	2	1	(4)	流量計及び床排水ポンプ	「・・・流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること」とあり、また、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.58では、「取水バルブ室への監視制御設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要」とあります。これらの検討を行うため、以下に関する資料や情報の提供をお願いします。 ・新たに設置する監視制御設備で監視制御する機器及び監視制御の内容	バルブ室内に新たに設置する設備では、流量及び流量計室内の水位警報等の監視を行います。 資料は詳細設計時に貸与します。
7	21	4	2	1	(4)	流量計及び床排水ポンプ	「・・・流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること」とあり、また、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.58では、「取水バルブ室への監視制御設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要」とあります。これらの検討を行うため、以下に関する資料や情報の提供をお願いします。 ・既設盤機能の増設内容（改造内容）、既設盤の図面、製造メーカー	バルブ室内の既設設備の改造は、電源分岐及び流量信号伝送に伴う子局装置の改造です。 資料は詳細設計時に貸与します。
8	21	4	2	1	(4)	流量計及び床排水ポンプ	「・・・流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること」とあり、また、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.58では、「取水バルブ室への監視制御設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要」とあります。これらの検討を行うため、以下に関する資料や情報の提供をお願いします。 ・総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能の増設内容（改造内容）、既設中央監視制御設備及び帳票装置の図面、製造メーカー	総合浄水場内の既設設備の改造は、中央監視制御装置での流量監視及び帳票装置からの瞬時流量並びに積算流量の出力です。 製造メーカーは横河電機株式会社。 資料は詳細設計時に貸与します。
9	21	4	2	1	(4)	流量計及び床排水ポンプ	「・・・流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること」とあり、また、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.58では、「取水バルブ室への監視制御設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要」とあります。これらの検討を行うため、以下に関する資料や情報の提供をお願いします。 ・総合浄水場及び取水バルブ室の既存の計装フロー図、システム構成図	資料は詳細設計時に貸与します。
10	21	4	2	1	(4)	流量計及び床排水ポンプ	「・・・流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること」とあり、また、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.58では、「取水バルブ室への監視制御設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要」とあります。これらの検討を行うため、以下に関する資料や情報の提供をお願いします。 ・機能増設（改造）後の計装フロー図、システム構成図	詳細設計にて作成願います。
11	22	4	2	3	(11)	路面本復旧	路面本復旧引き渡しまでの維持管理は、事業者が行うものとする。とありますが、「維持管理」とは何かご教示ください。	各種管路の付帯施設の損失、欠損、事故防止等を示します。
12	10	3	3.2	(2)	7)	試掘調査	試掘箇所数は何カ所想定されていますでしょうか。また、それらは見積上限額に計上されていますでしょうか。	試掘の位置・箇所数等は提案によって変わる可能性があるため、想定しておりません。

13	22	4	2	3	(11)	維持管理	「路面本復旧引き渡しまでの維持管理」とありますが、対象は施工範囲内の新設管、道路でしょうか。	ご理解のとおりです。
14	22	4	2	3	(11)	維持管理	「路面本復旧引き渡しまでの維持管理」とありますが、事業期間内であっても本復旧完了工区は維持管理の対象外という認識よろしいでしょうか。	工事ごとに完成検査後、引き渡しをした工区は対象外です。
15	23	4	3	2	(3)(4)(5)(7)	埋設管	バルブ類（空気弁、排泥施設含む）の設置位置や箇所数は事業者提案によるものと読み取れますが、これらの工事費用は見積上限額に計上されていますでしょうか。	基本設計で想定した箇所数を計上しています。
16	10	3	3.2	(2)	7)	試掘調査	見積上限額に試掘調査は、何か所計上されていますでしょうか。	本表No.12をご確認願います。
17	13	3	3.2	(12)		設計成果物	設計書(金入)を作成するにあたり、積算基準（歩掛、単価等）をご教授いただけますでしょうか。	実務必携をはじめとする各種公共積算に原則準じています。
18	14	3	2.1	(14)	2)	留意事項	設計変更への対応について、工事業務を実施中に設計変更すべき事態が発生した場合は、事業者の責任をもって対応することとあります。変更に関わる設計、施工の費用に関しては、協議により契約変更の対象となるかご教授ください。	変更の内容に応じて協議します。
19	21	4	4.2	1	(1)	一般次項	水撃圧、ウォーターハンマの設計費は、見積上限額に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。またウォーターハンマー対策が必要となった場合の工事費については、見積上限額に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	水撃圧は設計費に含まれておりますが、別途ウォーターハンマー対策が必要となった場合の工事費については、ご理解のとおりです。